

(成田国際空港を利用する外国人来訪者の地域への来訪の促進等)

**第13条** 知事は、成田国際空港を利用して来訪する外国人（以下この条において「外国人来訪者」という。）の地域への来訪及びこれによる多様な主体と外国人来訪者との間の交流（次項において「外国人来訪者との交流」という。）を促進するため、本県の観光資源の効果的な広報宣伝の実施に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、外国人来訪者との交流を促進するため、交通施設及び観光関連施設の整備、通訳案内のサービスの向上その他の外国人来訪者の受入れの体制の整備に関し必要な施策を講ずるものとする。

#### 【説明】

第3条（基本理念）第4項「成田国際空港及び交流拠点としての港湾の活用」で示しているように、ビジット・ジャパン・キャンペーンの積極的な展開が行われる中、外国人来訪者を増加させることが重要と考えています。

そこで、成田国際空港を有している本県では、国際観光の振興を基本的施策の一つとして位置づけることとしました。

具体的には、空港周辺地域をはじめ県内全域への外国人観光客の来訪を促進するため、全県的な取組として広報宣伝活動を実施するとともに、外国人誰もが本県観光を安全、快適に楽しむことができるよう、交通施設、観光関連施設の整備や通訳案内サービスなどの快適なサービスの提供や県民のおもてなしの向上など、受入体制の整備に関し必要な施策を講じようとするものです。